

車いす貸出利用規約

「飛んでけ！車いす」の会では、会員サービスの一環として、車いすを貸出します。車いす貸出しをご利用いただく際は、次の事をお約束していただきます。

- 1 車いすの貸出し対象は、在宅・施設・旅行などに於いて車いすが生活に必要な個人・団体、及び福祉教育・研修などに於いて必要な団体とする。
- 2 借用者は個人の場合は当会の正会員、団体の場合は賛助会員とする。
但し、個人賛助会員は本人が使用する場合のみ借用者になることができる。
- 3 貸出利用料は無料とする。（当会の会員であることが前提である）
- 4 貸出期間は、長期貸出の場合は1年以内とする。但し、会員資格の継続と併せて継続利用を可能とするので、1年を超える場合には借用者は当会事務局で必要な手続きをすること。短期貸出の貸出期間は、原則1ヶ月以内とする。
- 5 車いすの貸出台数は、長期貸出の場合、会員口数1つにつき、1台とする。短期貸出には希望台数に対し、当会事務局が在庫、貸出期間等を考慮し個別に調整する。
- 6 借用者は1年間をとおして1名を使用者に指名する。団体会員の使用者は、貸出申込者（借用者）とする。（個人賛助会員は本人が使用者となる）
- 7 車いすは、十分な注意を払い借用者・使用者が管理する。また車いすの転貸しは行わない。
- 8 貸出した車いすが、使用者の病状の変化などにより、身体に合わなくなった場合は、車いすの交換を申し出ることができる。
- 9 借用者側の責任で車いすが経年劣化の範囲を超えて著しく壊れた場合は、実費と修理代金をいただき可能な修理を行うので、借用者は対象となる車いすを当会の事務所へ持ち込むこと。（当会から引取りに行くことはできない）
- 10 紛失、破損、盗難等で車いすの返却が不能となった場合は、当会事務局と相談の上、状況に応じて弁償する。
- 11 車いすの使用に伴い使用者本人あるいは他人・他物に生じた損害は、当会は一切の責任を負いません。

1 2 借用者は使用者が車いすを必要としなくなった場合、また借用者が当会会員資格を喪失した場合は、直ちに車いすを返却する。

1 3 車いすの借入、返却及び交換は借用者が当会の事務所で行う。

(附表)

会員種別と貸出サービスの詳細

会員種別		正会員（一般）	賛助会員（一般）	賛助会員（団体）
貸出期間と台数	短期貸出 (原則1ヶ月以内)	複数台 (旅行など)	/	複数台 (福祉教育・研修など)
	長期貸出 (年度末まで)	1台	1台	1台
	次年度以降の継続	次年度会費支払いで継続	次年度会費支払いで継続	次年度会費支払いで継続
借用者のサイン（自署）		正会員（一般）本人のサイン必要	賛助会員（一般）本人のサイン必要	賛助会員（団体）の借用者のサイン必要
使用者は借用者と違って良いか		良い	借用者と使用者は同一人とする	/
長期貸出での複数台利用		複数会員口数で、口数分の利用可能	/	複数会員口数で、口数分の利用可能

NPO法人「飛んでけ！車いす」の会（2020年6月）